

また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいごネットをご確認ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算取得（減算解除含む）の場合に必要な書類（加算を取り下げる場合は不要）

★1) 兼務関係の変更であって運営規程の変更がない場合は、変更の届出は必要ありません

なお、区域移転（例：千代田区から北区内など）の場合は、同一事業所番号で継続サービスを実施しており一部のサービスのみを区内移転する場合は、事業所番号が変更となります。変更日は新規指定と同様、必ず毎月1日となります。変更画のご提出は、変更月の前々月の10日までにお願いいたします。

★③ 運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAがいこネットをご覧ください。

★4) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

✖️ 林正雄 虎正雄の獅の男の心林正 虎正雄の1ヶ月間で5%減税、林正雄の

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する。

注 2) 不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

注 3) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注 4) その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）

注 5) サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映したものをご提出ください。なお、当該計算書の様式については、NAGOYA（ごネット）に掲載しておりますのでご利用ください。

注 6) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAがいてネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご確認の上、実績報告書等を併せてご提出ください。

（注 7）NAGOYAかいごネットの「業務管理体制について」をご覧ください。

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。

※届出の控え（コピー）は必ず事業所に保管してください。